

事 務 連 絡
令和 2 年 8 月 28 日

各務原市下水道排水設備指定工事店 各位

水道部下水道課長

各務原市下水道排水設備指定工事店が取扱う排水設備工事の責任施工について（周知）

平素は本市の下水道事業に対しまして、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

標記の件につきましては、日頃より指定工事店としての自覚と熱意をもって業務に臨んでおられると存じますが、以下の点につきまして、今一度、社内で情報共有され、事務及び工事の実施に遺漏なきようよろしくお願いいたします。

記

排水設備等計画確認申請書に添付する図面の精度について

近年、排水設備等計画確認申請書に添付された図面の審査や修正依頼の事務量が増大し、審査事務そのものを圧迫しています。一例として、当初は「とりあえずの計画図面」を添付し確認を受け、検査前になって計画とはまったく異なる施工図を提出し検査を受けるというケースが散見されます。つまり、確認書発出時の審査や修正がまったく無意味なものになってしまっています。つきましては、現場の状況をしっかりと確認し当初から精度の高い設計に心がけて、できるだけ完成に近い図面を提出するようにお願いします。設計精度を上げることで時間や労力の無駄が緩和されると考えます。

各指定店から提出される書類は 1 件でも受ける側では 140 件となります。事務の効率化のため、図面の差替え等は現場のやむを得ない施工変更に伴う場合の修正だけにとどめるようご協力をお願いします。

排水設備工事は排水設備責任技術者が責任を持って完遂してください

市指定工事店規程第 7 条第 2 項に指定工事店の責務として「排水設備工事を責任技術者の監理の下において設計し、及び施工しなければならない」の記述があります。また、同規則第 1 3 条には責任技術者の責務として「法令等の定めに従い、設計、施工及び監理に当たらなければならない」旨の記述があります。

つまり、排水設備工事の一切の責任は責任技術者にあります。市は書類を審査し確認書を発行して検査にも立ち会いますが、あくまでも「市の下水道施設に流してはいけないものが流入していないか」「公共污水枡等が法令等の規定に適合するものであるか」を書類審査し、それを補完するものとして宅内検査があります。市が宅内検査に立会いたからと言って宅内側施設の施工の良し悪しを将来にわたり市が担保するものではありません。従って、施工上のトラブルや最終清掃不備の問題が発生しても、責任の所在はどこまでいっても設計施工した責任技術者にあるということになります。

排水設備責任技術者はその名のとおり、非常に「責任が重い」という自覚を持って工事に当たっていただくとともに、宅内検査についても担当した排水設備責任技術者が必ず立会うように同規則第 1 3 条第 2 項に定められておりますので遵守徹底をお願いいたします。

下水道への切替え工事に伴う浄化槽等の最終清掃の徹底について

毎年度必ずと言ってよいほど、この件にかかる不適切な事例が数件発生しております。

最終清掃については、取り扱いを誤ると清掃会社に迷惑をかけるなど大変な事になりますので、再度、社員の方に周知徹底して下さるようお願いいたします。

対象家屋のし尿処理施設の現状を必ず施主から聴取し、排水設備責任技術者自らが正確な情報を把握のうえ対応して下さい。（「建築業者からの依頼で詳細は不明」「解体業者がどうかしてしまった」などの事情があろうかと思いますが、その状況が改善されるまでは排水設備工事ができません）

疑義が生じた場合やトラブルが発生した場合は絶対にそのまま進めずに、まず下水道課へ一報を入れてください。